

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社アドウェイズ
【英訳名】	Adways Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡村 陽久
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【電話番号】	03-5339-7122
【事務連絡者氏名】	管理本部長 田中 庸一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【電話番号】	03-5339-7122
【事務連絡者氏名】	管理本部長 田中 庸一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第2四半期連結 累計期間	第9期 第2四半期連結 会計期間	第8期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	3,567,479	1,942,066	4,918,386
経常利益又は経常損失( ) (千円)	2,764	19,003	513,021
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失( ) (千円)	22,660	2,697	495,440
純資産額(千円)	-	2,851,104	2,846,778
総資産額(千円)	-	3,958,220	3,700,619
1株当たり純資産額(円)	-	35,760.38	36,064.85
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額( ) (円)	287.02	34.16	6,328.96
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	33.72	-
自己資本比率(%)	-	71.4	76.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	29,045	-	470,282
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	357,038	-	122,091
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	8,121	-	24,576
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	1,990,034	2,327,965
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	-	338 (17)	307 (45)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第9期第2四半期累計期間及び第8期の連結潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。
3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万 円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アド ウェイズ・エン タテインメント (注)	東京都 新宿区	119	モバイル アフィリエイト 広告事業	85	役員の兼任2名 営業上の取引 当社モバイルアフィリエイト広告事業にお ける広告主及び広告掲載媒体としての取引 設備の賃貸 本社事務所は当社が転貸し当社費用の一部 を分担

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	338 (17)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	158 (8)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは、生産活動により製品を製造販売する製造業には属しておりませんので、生産実績を記載しておりません。

#### (2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分の方法については、従来、「海外事業」は、「新規事業・その他」と合わせて「海外及び新規事業・その他事業」として開示しておりましたが、当該事業区分の売上割合が増加しており、今後もこの傾向が予想されるため、第1四半期連結会計期間より区分表示することに変更いたしました。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
インターネット(PC)アフィリエイト広告事業 (千円)	547,268
モバイルアフィリエイト広告事業(千円)	1,287,176
海外事業(千円)	101,646
新規事業・その他(千円)	5,974
合計(千円)	1,942,066

(注) 1. セグメント間の取引については相殺しております。

2. 当第2四半期連結会計期間の総販売実績の100分の10を超える販売先はありません。

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。なお、当第2四半期連結会計期間後に次の経営上の重要な契約を締結しております。

当社は平成20年10月31日開催の取締役会において、当社と株式会社ビバフリークとの事業譲渡契約を決議し、同日に事業譲渡契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日～9月30日）におけるわが国経済は、原油価格や原材料の高騰、サブプライムローン問題に端を発した世界金融市場の混乱により、企業部門における設備投資計画の先送りの兆候に加え、物価上昇により個人消費の先行きに不透明感が一層増してきております。

このような状況の中、当社グループが事業展開を行う、インターネット・モバイル関連業界は、インターネットのブロードバンド化や携帯電話の定額料金制の普及を背景に、市場規模は安定した成長を遂げており、今後も引き続き拡大が予測されております。

こうした経営環境の中、当社グループは国内のインターネット・モバイル関連業界において、アフィリエイト広告事業及びその周辺事業に投資を行い、シェアの拡大及び収益力の強化に注力いたしました。

なお、平成20年8月に実施した株式会社アドウェイズ・エンタテインメントの株式取得（子会社化）に伴い、当第2四半期連結会計期間より連結対象としております。

売上高は、インターネット（PC）アフィリエイト広告事業及びモバイルアフィリエイト広告事業の売上高の伸長に加え、当第2四半期連結会計期間より新たに株式会社アドウェイズ・エンタテインメントが連結対象として加わったことで、1,942,066千円となりました。

売上総利益は、売上高の増加に伴い、432,799千円となりました。また、売上総利益率は、インターネット（PC）アフィリエイト広告事業での広告主の CATEGORY を絞った営業活動や売上高の増加による固定費比率（システム開発費用など）の低下により前四半期に対して上昇いたしました。

それに加えて、当社グループにおいて、売上総利益率が高いモバイルコンテンツ事業を展開している株式会社アドウェイズ・エンタテインメントが連結対象となったことで、当社グループ全体の売上総利益率を押し上げた一つの要因であります。

営業損益及び経常損益は、売上高の増加に伴う売上総利益の増加、並びに販売費及び一般管理費の削減が奏功し、営業利益22,645千円、経常利益19,003千円となりました。

四半期純損益は、当第2四半期連結会計期間において、愛徳威広告(上海)有限公司の事務所移転に伴う費用を計上したため、四半期純利益は2,697千円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### インターネット（PC）アフィリエイト広告事業

当第2四半期連結累計期間におけるインターネット（PC）アフィリエイト広告事業は、主に収益力の回復を目的とした課題とし、その点に注力したサービス企画、営業の強化により、広告主（クライアント）数及び提携Webサイト（メディア）数は順調に増加し、売上高、営業利益が増加いたしました。

この結果、インターネット（PC）アフィリエイト広告事業の売上高547,268千円、営業利益45,013千円となりました。

#### モバイルアフィリエイト広告事業

当第2四半期連結会計期間におけるモバイルアフィリエイト広告事業は、携帯電話の高速データ通信、定額料金制の普及によるユーザー層の拡大、広告収入型サイト（一般サイト）の活況による市場の拡大、営業の強化により、広告主（クライアント）数、提携Webサイト（メディア）数とも増加し、売上高、営業利益が大幅に増加いたしました。それに加え、当第2四半期連結会計期間において、新たに株式会社アドウェイズ・エンタテインメントが連結対象となったことにより、株式会社アドウェイズ・エンタテインメントのモバイルコンテンツ事業及び映像製作事業を新たに当セグメントに加えしました。

この結果、モバイルアフィリエイト広告事業の売上高1,287,176千円、営業利益167,516千円となりました。

#### 海外事業

海外事業は、海外におけるアフィリエイト広告事業等、主に中国子会社である愛徳威広告（上海）有限公司のアフィリエイト広告事業を営んでおります。

中国のインターネット広告市場拡大に伴い、売上高は順調に拡大をしておりますが、営業費用は中国における営

業の強化に伴う、人員増等の先行投資によるものであります。

この結果、海外事業の売上高101,646千円、営業損失4,047千円となりました。

#### 新規事業・その他

新規事業・その他は、日本における新規事業、主にEコマース事業や、中国子会社である愛徳威軟件開発（上海）有限公司の当社グループ向けのシステム開発などを営んでおります。

営業費用は主に国内におけるシステム開発及び新規事業への先行投資などによるものであります。

この結果、新規事業・その他の売上高5,974千円、営業利益4,047千円となりました。

1. 当第2四半期連結累計期間より、平成20年8月に新たに株式を取得（子会社化）いたしました株式会社アドウェイズ・エンタテインメントのモバイルコンテンツ事業及び映像製作事業を当社グループの「モバイルアフィリエイト広告事業」のセグメントに加えております。
2. 第1四半期連結会計期間より、従来の「海外及び新規事業・その他事業」を「海外事業」、「新規事業・その他事業」の2つのセグメントに区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況」「1.四半期連結財務諸表注記事項 セグメント情報」をご覧ください。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 日本

日本は、インターネット広告市場の拡大、特にモバイルアフィリエイト広告市場の活況を受け売上高が拡大傾向にあり、また平成20年8月に実施した株式会社アドウェイズ・エンタテインメントの株式取得（子会社化）により、売上高は1,840,420千円、営業利益は43,628千円となりました。

#### 中国

中国は、インターネット広告市場の拡大を受け、売上高が拡大傾向にありますが、事業拡大へ向けての先行投資等により、売上高は101,646千円、営業損失は16,419千円となりました。

（注） 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は、第1四半期連結会計期間の期末残高に対して143,685千円減少し、1,990,034千円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、38,583千円の収入となりました。これは主に、売上債権の増加額が59,804千円となったものの、税金等調整前四半期純利益金額を10,979千円計上したこと、仕入債務の増加額が29,975千円となったこと、減価償却費32,734千円等によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、178,838千円の支出となりました。これは主に、子会社株式の新規取得及び追加取得による支出171,049千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、5,619千円の支出となりました。これは主に、長期借入金返済による支出6,252千円によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、9,372千円であります。  
なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループの中期的な経営戦略は、急速に成長するインターネット広告市場において、アフィリエイト広告周辺事業に経営資源を分配し、広告主に対して、より付加価値の高いサービスを継続して提供していくことを目標としております。

また、現在中国においてシステム開発業を行っている愛徳威軟件開発（上海）有限公司及び愛徳威広告（上海）有限公司を足がかりに、中国におけるアフィリエイト広告事業を展開し、海外における当社グループの主力事業の拡大を進めることにより、グループ全体での事業規模の拡大を目指しております。

長期的には、基幹事業となるアフィリエイト広告事業の育成及び周辺事業の深耕に注力するとともに、必要に応じてM&A及び業務提携といった手段を活用し、事業の拡大を図ってまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第2 事業の状況」の「3 . 財政状態及び経営成績の分析（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の方針を立案するよう努めております。当社グループの事業はアフィリエイト広告事業を中心に4つのセグメントで構成され、現在のところ事業環境は比較的安定して推移しております。

しかしながら、アフィリエイト広告事業の市場における競争環境は、今後ますます厳しさを増すものと思われております。このような状況の中で当社グループの経営陣は、新商品の開発に努めるとともに、新規事業の開拓、海外における事業の拡大等、選択と集中を行いながら経営資源を有効に活用していく方針であります。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、株式会社アドウェイズ・エンタテインメントが連結子会社となったため、同社の事務用機器が、新たに当社グループの主要な設備となりました。その設備の状況は、次のとおりであります。

国内子会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	工具器具 備品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社アド ウェイズ・エン タテインメント (東京都新宿区)	モバイルア フィリエイ ト広告事業	事務用機 器	-	6,264	-	124	6,389	25

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、電話加入権です。

なお、金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間において計画中であった重要な設備の新設、拡充についての重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	306,300
計	306,300

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	78,985	78,985	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない 当社における 標準となる株式
計	78,985	78,985	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年4月12日臨時株主総会決議

a) 第1回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	257(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,285(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,720(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成19年4月13日から 平成27年4月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,720 資本組入額 6,360 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、新株予約権の権利を行使した者の該当数を減じたものであります。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継  
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権にかかる義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額  
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。  
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間  
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件  
(注) 3 に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

b) 第2回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	93(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	465(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,720(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年4月13日から 平成27年4月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,720 資本組入額 6,360 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、新株予約権の権利を行使した者及び退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の場合、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者が社外協力者の場合、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。

(3) 新株予約権の相続または合併による承継は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。

(4) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継  
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権にかかる義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額  
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。  
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間  
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件  
(注) 3 に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

平成17年6月24日定時株主総会決議

a) 第3回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	137(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	685(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から 平成27年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の内いずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権の相続は認めない。但し、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継  
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書又は当該株式移転に係る株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
  - (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式
  - (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
  - (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額  
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。  
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
  - (4) 新株予約権の行使期間  
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (5) その他の新株予約権の行使の条件  
(注) 3 に準じて決定する。
  - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

b) 第4回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	81(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	405(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される日まで、権利を行使することができないものとする。

(2) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の場合、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(3) 新株予約権者が社外協力者の場合、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。

(4) 新株予約権の相続または合併による承継は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。

(5) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継  
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書又は当該株式移転に係る株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額  
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。  
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間  
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件  
(注) 3 に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	50	78,985	318	1,468,082	318	1,458,082

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

( 5 ) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
岡村 陽久	東京都台東区	28,465	36.04
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5-1	11,600	14.69
エヌ・ティー・ティーコミュニ ケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1-6	3,500	4.43
松嶋 良治	東京都文京区	1,885	2.39
武政 友和	東京都渋谷区	1,850	2.34
株式会社SBI証券 自己融資 口	東京都港区六本木1丁目6-1	1,568	1.99
宮上 元伸	東京都渋谷区	810	1.03
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-14	653	0.83
株式会社オプト	東京都千代田区大手町1丁目6-1 大手町ビル9階	650	0.82
ニフティ株式会社	東京都千代田区南大井6丁目26-1	650	0.82
計	-	51,631	65.37

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 78,985	78,985	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	78,985	-	-
総株主の議決権	-	78,985	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、86株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数86個が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	45,000	41,500	35,300	29,800	31,950	28,000
最低(円)	29,500	30,050	26,000	21,510	23,300	22,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	ビジネスデベ ロップメントグ ループ担当	取締役	コーポレートリ レーショング ループ担当	松嶋 良治	平成20年10月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,990,034	2,327,965
売掛金	1,156,724	831,967
商品及び製品	36,897	1,402
貯蔵品	83	69
繰延税金資産	30,613	6,276
その他	64,474	31,236
貸倒引当金	29,141	12,042
流動資産合計	3,249,685	3,186,874
固定資産		
有形固定資産	156,102	179,327
無形固定資産		
のれん	75,058	800
その他	147,025	151,144
無形固定資産合計	222,084	151,944
投資その他の資産		
繰延税金資産	4,137	497
その他	336,750	191,465
貸倒引当金	10,539	9,490
投資その他の資産合計	330,348	182,472
固定資産合計	708,534	513,744
資産合計	3,958,220	3,700,619
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	864,949	659,397
1年内返済予定の長期借入金	8,300	10,008
未払法人税等	6,725	4,196
ポイント引当金	26,665	24,485
その他	200,475	152,457
流動負債合計	1,107,116	850,545
固定負債		
長期借入金	-	3,296
固定負債合計	-	3,296
負債合計	1,107,116	853,841

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,468,082	1,467,764
資本剰余金	1,458,082	1,457,764
利益剰余金	106,891	84,230
株主資本合計	2,819,273	2,841,297
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,233	-
為替換算調整勘定	6,493	5,480
評価・換算差額等合計	5,260	5,480
少数株主持分	26,570	-
純資産合計	2,851,104	2,846,778
負債純資産合計	3,958,220	3,700,619

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	3,567,479
売上原価	2,784,688
売上総利益	782,790
販売費及び一般管理費	1 787,478
営業損失 ( )	4,688
営業外収益	
受取利息	3,300
保険解約返戻金	931
その他	188
営業外収益合計	4,421
営業外費用	
支払利息	205
株式交付費	3
為替差損	2,274
その他	14
営業外費用合計	2,498
経常損失 ( )	2,764
特別利益	
違約金収入	7,861
特別利益合計	7,861
特別損失	
固定資産除却損	1,010
事務所移転費用	14,642
リース解約損	1,038
特別損失合計	16,691
税金等調整前四半期純損失 ( )	11,595
法人税、住民税及び事業税	3,936
法人税等調整額	6,642
法人税等合計	10,579
少数株主利益	486
四半期純損失 ( )	22,660

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	1,942,066
売上原価	1,509,267
売上総利益	432,799
販売費及び一般管理費	410,154
営業利益	22,645
営業外収益	
受取利息	2,223
保険解約返戻金	931
その他	187
営業外収益合計	3,343
営業外費用	
支払利息	104
株式交付費	3
為替差損	6,863
その他	14
営業外費用合計	6,985
経常利益	19,003
特別利益	
違約金収入	818
特別利益合計	818
特別損失	
固定資産除却損	603
事務所移転費用	7,200
リース解約損	1,038
特別損失合計	8,841
税金等調整前四半期純利益	10,979
法人税、住民税及び事業税	1,747
法人税等調整額	6,048
法人税等合計	7,795
少数株主利益	486
四半期純利益	2,697

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	11,595
減価償却費	56,426
のれん償却額	3,941
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,237
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,179
受取利息及び受取配当金	3,300
支払利息	205
固定資産除却損	1,010
移転費用	14,642
売上債権の増減額(は増加)	176,071
仕入債務の増減額(は減少)	128,883
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	14,111
未払消費税等の増減額(は減少)	29,051
その他	4,555
小計	27,945
利息及び配当金の受取額	3,300
利息の支払額	198
法人税等の支払額	2,002
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,045
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	17,191
無形固定資産の取得による支出	19,860
投資有価証券の取得による支出	150,262
差入保証金の差入による支出	6,783
差入保証金の回収による収入	10,716
子会社株式の取得による支出	18,414
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	152,635
その他	2,608
投資活動によるキャッシュ・フロー	357,038
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	8,754
新株予約権の行使による株式の発行による収入	632
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,121
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,816
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	337,930
現金及び現金同等物の期首残高	2,327,965
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,990,034

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 株式会社アドウェイズ・エンタテインメントは、平成20年8月15日の株式取得に伴い、当第2四半期連結会計期間より連結子会社となっております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 3社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として先入先出し法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間                  (自平成20年4月1日                  至平成20年9月30日)</p>
	<p>(3) リース取引に関する会計基準の適用                  所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p> <p>また、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
固定資産の減価償却費の算 定方法	定率法を採用している資産については、 連結会計年度に係る、減価償却費の額を 期間按分して算定する方法によってお ります。
棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益 性の低下が明らかなものについてのみ 正味売却価額を見積り、簿価切下げを行 う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

( 四半期連結貸借対照表関係 )

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成20年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、169,239千円 であります。</p> <p>2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引 銀行と当座貸越契約を締結しております。 当第 2 四半期連結会計期間末における当座貸越契約 に係る借入実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">300,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	300,000千円	借入実行残高		差引額	300,000千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、131,442千円 であります。</p> <p>2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引 銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入 実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">300,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	300,000千円	借入実行残高		差引額	300,000千円
当座貸越極度額	300,000千円												
借入実行残高													
差引額	300,000千円												
当座貸越極度額	300,000千円												
借入実行残高													
差引額	300,000千円												

( 四半期連結損益計算書関係 )

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)												
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">55,591千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">326,027千円</td> </tr> <tr> <td>採用教育費</td> <td style="text-align: right;">12,517千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">30,048千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">86,700千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,700千円</td> </tr> </table>	役員報酬	55,591千円	給料手当	326,027千円	採用教育費	12,517千円	減価償却費	30,048千円	地代家賃	86,700千円	貸倒引当金繰入額	4,700千円
役員報酬	55,591千円											
給料手当	326,027千円											
採用教育費	12,517千円											
減価償却費	30,048千円											
地代家賃	86,700千円											
貸倒引当金繰入額	4,700千円											

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)										
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">34,219千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">160,403千円</td> </tr> <tr> <td>採用教育費</td> <td style="text-align: right;">1,923千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">16,445千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">46,700千円</td> </tr> </table>	役員報酬	34,219千円	給料手当	160,403千円	採用教育費	1,923千円	減価償却費	16,445千円	地代家賃	46,700千円
役員報酬	34,219千円									
給料手当	160,403千円									
採用教育費	1,923千円									
減価償却費	16,445千円									
地代家賃	46,700千円									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結  
貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年9月30日現在)

(千円)

現金及び預金勘定	1,990,034
現金及び現金同等物	1,990,034

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 78,985株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	インターネット(PC)アフィリエイト広告事業(千円)	モバイルアフィリエイト広告事業(千円)	海外事業(千円)	新規事業・その他(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	547,268	1,287,176	101,646	5,974	1,942,066	-	1,942,066
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,658	204	-	8,010	10,872	(10,872)	-
計	549,926	1,287,380	101,646	13,984	1,952,939	(10,872)	1,942,066
営業利益又は営業損失( )	45,013	167,516	49,628	4,047	166,948	(144,302)	22,645

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	インターネット(PC)アフィリエイト広告事業(千円)	モバイルアフィリエイト広告事業(千円)	海外事業(千円)	新規事業・その他(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,072,475	2,312,501	168,933	13,569	3,567,479	-	3,567,479
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,793	1,438	-	14,453	21,685	(21,685)	-
計	1,078,268	2,313,940	168,933	28,022	3,589,165	(21,685)	3,567,479
営業利益又は営業損失( )	99,242	310,546	78,992	15,426	315,369	(320,058)	4,688

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分に属する主要な製品

- (1) インターネット(PC)アフィリエイト広告事業  
インターネットを介したアフィリエイト広告事業等
- (2) モバイルアフィリエイト広告事業  
携帯電話を介したアフィリエイト広告事業等
- (3) 海外事業  
海外におけるアフィリエイト広告事業等
- (4) 新規事業・その他  
日本における新規事業等

3. 事業区分の方法の変更

事業区分の方法については、従来、「海外事業」は、「新規事業・その他」と合わせて「海外及び新規事業・その他」として開示しておりましたが、当該事業区分の売上割合が増加しており今後もこの傾向が予想されるため、第1四半期連結会計期間より区分表示することに変更いたしました。

当第2四半期連結累計期間の事業の種類別セグメント情報を、変更前の事業区分によって作成した場合、以下ようになります。

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	インターネット(PC)アフィリエイト広告事業(千円)	モバイルアフィリエイト広告事業(千円)	海外及び新規事業・その他(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,072,475	2,312,501	182,502	3,567,479	-	3,567,479
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,793	1,438	14,453	21,685	(21,685)	-
計	1,078,268	2,313,940	196,956	3,589,165	(21,685)	3,567,479
営業利益又は営業損失( )	99,242	310,546	94,419	315,369	(320,058)	4,688

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本(千円)	中国(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,840,420	101,646	1,942,066	-	1,942,066
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	76,199	76,199	(76,199)	-
計	1,840,420	177,845	2,018,265	(76,199)	1,942,066
営業利益又は営業損失( )	43,628	16,419	27,209	(4,564)	22,645

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本(千円)	中国(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,398,545	168,933	3,567,479	-	3,567,479
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	140,100	140,100	(140,100)	-
計	3,398,545	309,033	3,707,579	(140,100)	3,567,479
営業利益又は営業損失( )	29,551	31,927	2,376	(2,311)	4,688

(注) 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 35,760.38 円	1株当たり純資産額 36,064.85 円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額( ) 287.02 円	1株当たり四半期純利益金額 34.16 円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 33.72 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	22,660	2,697
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	22,660	2,697
期中平均株式数(株)	78,951	78,967
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	50
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間  
(自平成20年7月1日  
至平成20年9月30日)

- ・株式会社ビバフリークの事業譲受けについて  
当社は平成20年10月31日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で、株式会社ビバフリークとの間で事業譲渡契約を締結いたしました。
- (1) 企業結合を行った主な理由  
当社は、インターネット広告及びモバイル広告におけるオンライン広告のノウハウと株式会社ビバフリークのフリーペーパー事業におけるオフライン広告のノウハウを融合することにより、他社より優位性のある付加価値の高い本件事業を遂行することを目的として事業を譲受けます。  
当社は、インターネット及びモバイルにおけるマーケティングに関するノウハウを活かし、株式会社ビバフリークが運営する従来のフリーペーパーだけでなく、インターネット及びモバイルのメディアとしての事業展開していくことを意図しております。
- (2) 相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合日、企業結合の法定形式、結合後企業の名称  
相手企業の名称：株式会社ビバフリーク  
取得した事業の内容：フリーペーパー事業  
企業結合日：平成20年11月1日  
企業結合の法的形式：事業譲受  
結合後企業の名称：株式会社アドウェイズ
- (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳  
取得の対価（現金）： 99,000千円  
取得に直接要した支出： -  
取得原価： 99,000千円  
第三者機関により事業価値を算出しております。
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
のれん金額：未定  
発生原因：今後の事業展開によって期待される将来の収益力から発生したものであります。  
償却方法及び償却期間：発生時から5年定額法で償却します。
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
資産  
流動資産：未定  
固定資産：未定  
資産合計：未定  
負債：該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社アドウェイズ

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 羽津 隆弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より事業区分の変更を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。